

「指定計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 職員の職務内容.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
8. サービスの利用に関する留意事項.....	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	6
10. 損害賠償保険への加入.....	6
11. 苦情の受付について.....	6

社会福祉法人ジェイエー長野会
(多機能型事業所はぁーと工房ポッポ)
当事業所は指定相談支援事業者の指定を受けています。
(長野県指定 第 2032000032 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人ジェイエー長野会
所在地	長野県大字長野北石堂町 1 1 7 7 番地 3
電話番号	0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 3 3
代表者氏名	理事長 上原 孝義
設立年月	平成 6 年 4 月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成 2 4 年 4 月 1 日指定 2032000032 号
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当核利用者等の立場に立った適切な指定相談の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	多機能型事業所 「はぁーと工房ポッポ」
事業所の所在地	長野県南佐久郡小海町大字小海 4 2 6 9 - 9
電話番号	0 2 6 7 - 9 2 - 0 8 1 0
FAX 番号	0 2 6 7 - 8 8 - 6 8 1 0
管理者氏名	所長 木内 泰明
事業所の運営方針について	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当核利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、多様な事業者から総合的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。 2 相談支援の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 相談支援の実施に当たっては、利用者又は保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。 4 相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
開設年月	平成 2 4 年 4 月
事業所が行なっている他の業務	・生活介護 ・就労継続支援（B型）

3. 事業実施地域

南佐久郡全域

4. 営業時間

営業日	月～金
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～金 9時～16時

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	名	名	施設運営管理全般
相談支援専門員	1名	1名	1.2名	1名	相談支援専門員

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	従業者及び業務の管理
相談支援専門員	地域生活を安心して過ごせるよう、必要な相談及び助言を行い、利用者の立場に立った包括的なサービス利用計画を作成します。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

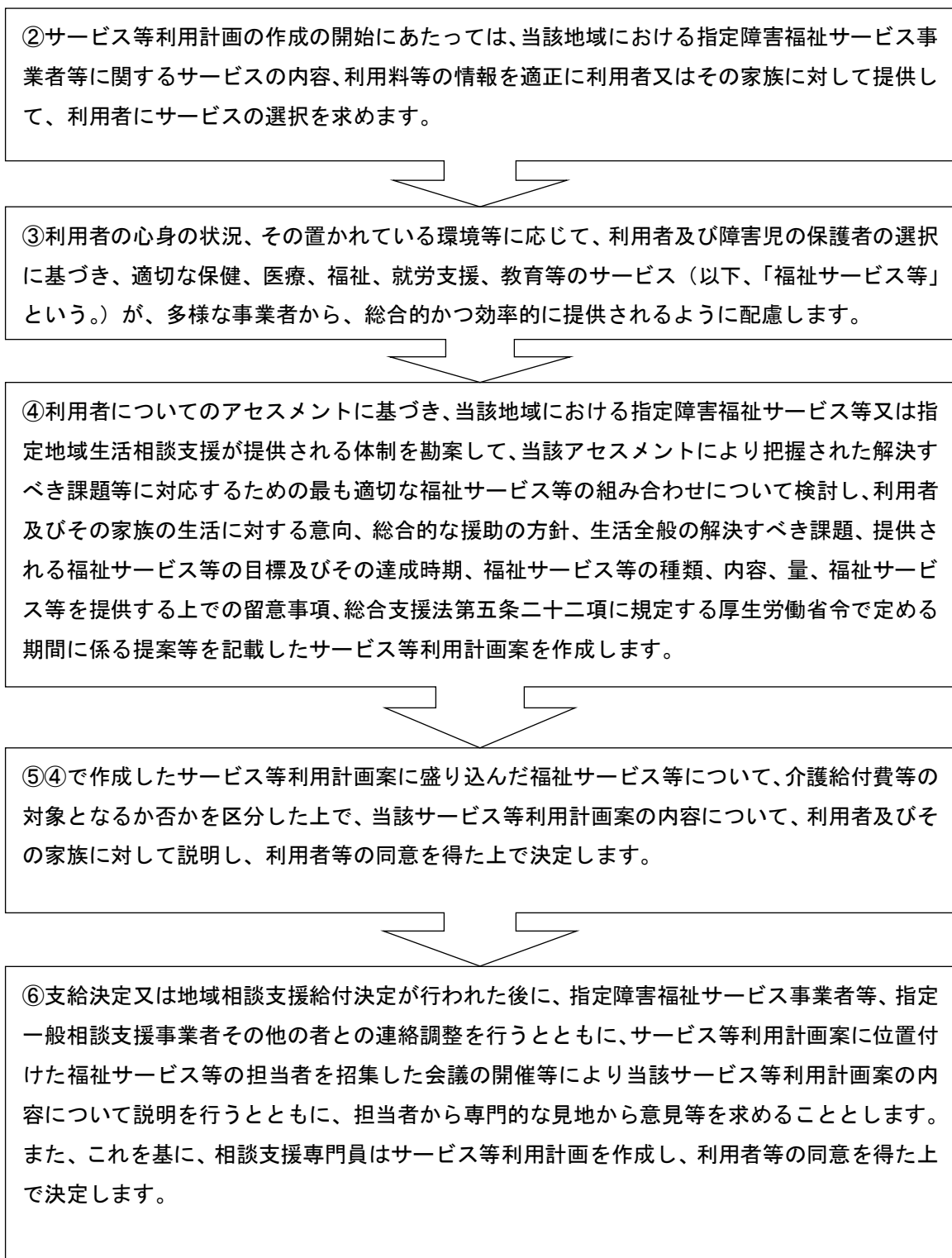
（1）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

- ① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。



② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

(2) 利用料金（第7条参照）

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 施設窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

長野八ヶ岳農業協同組合 小海駅前支所 普通 0002987

ウ. ご利用できる金融機関：長野県JAバンク

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人ジェイエー長野会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- （1）福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- （2）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- （3）アセスメントの記録
- （4）サービス担当者会議等の記録
- （5）モニタリング結果の記録
- （6）関係機関からの情報提供に関する記録
- （7）契約書
- （8）重要事項説明書
- （9）利用者負担に関する関係書類
- （10）利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- （11）利用者からの苦情内容等の記録
- （12）事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	8：30～17：00
----------	------------

10. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン

保険名 しせつの損害補償

補償の概要

11. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞〔サービス管理責任者〕飯野 美枝子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

＜苦情解決責任者 〔所長〕 木内 泰明＞

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連絡先
・津金 秀子 ・菊池 徳子 ・黒澤 郁子	施設内に掲示

(3) 行政機関その他苦情受付機関

社会福祉法人ジェイエー ー長野会本部	所在地 長野市北石堂町 1 1 7 7 番地 3 J A 長野ビル 1 0 F 電話番号・F A X 0 2 6 - 2 3 6 - 2 3 0 8
長野県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 (長野県社会福祉協議会 内) 電話番号 0 2 6 7 - 2 2 6 - 2 2 1 0 F A X 0 2 6 7 - 2 2 8 - 0 1 3 0 受付・時間 苦情相談専用 0 1 2 0 - 2 8 - 7 1 0 9

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 所長 木内 泰明

説明者職名 相談支援専門員 氏名 中原 朗 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人 印 (続柄:)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第 28 号（平成 24 年 3 月 13 日）第 5 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記 1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

はぁーと工房ポッポ事業者 管理者 あて

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____